

富山市貨物運送事業者
エネルギー価格高騰対策支援金
フローチャート
【よくある質問・回答集】

富山市商工労働部工業政策課

1. 申請フローチャート

支援金の支給対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。

1. 中小企業基本法に規定する中小企業者又は個人事業者ですか？

次のいずれかに該当している。

- 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

はい

2. 富山市内に事業所がある貨物自動車運送事業者（法人または個人事業者）ですか？

令和5年1月1日時点で、次のいずれかに該当している。

- 一般／特定貨物自動車運送事業の許可を受けている。
- 貨物軽自動車運送事業の届出済である。

はい

3. 現在（申請日時点）、事業を営んでおり、今後も市内で引き続き事業を継続する意思がありますか？

はい

4. 次のすべてを満たす車両を保有（リースを含む）していますか？

- (1) 自動車検査証の交付年月日が令和5年1月1日以前のもの。
- (2) 自動車検査証の自家用・事業用の別が事業用のもの。
- (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が富山市内のもの。
- (4) 自動車検査証の有効期限の満了する日が令和5年1月1日以降のもの。
- (5) 令和5年1月1日時点で事業用に使用されているもの。
- (6) ガソリン、軽油、電気等を使用して自ら走行するもの（貨物輸送を目的とした特種用途自動車を含みます。二輪車、被けん引車は含みません。）

はい

一般／特定貨物自動車
運送事業用の自動車
（緑ナンバー）
1台につき 30,000 円

貨物軽自動車運送事業用の
自動車
（黒ナンバー）
1台につき 20,000 円

対象になりません

2. よくある質問

支援金の概要を教えてください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動によるエネルギー価格高騰により、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため、貨物自動車運送事業者に対し支援金を支給するものです。

貨物自動車運送事業とはどのような事業ですか？

他人（荷主）の需要に応じ、有償で、自動車または軽自動車を使用して貨物を運送する事業のことです。

特定貨物自動車運送事業とはどのような事業ですか？

事業用の自動車を使用して、特定の1荷主のみの貨物を有償で運送する事業のことです。複数の荷主の貨物を有償で運送する場合は、一般貨物自動車運送事業に該当します。

支援金の対象となる要件を教えてください。

次の（1）から（5）までの全てに該当する事業者が対象となります。

- （1）富山市内に本店または営業所を有する、中小企業者（個人事業者を含む）であること。
- （2）基準日（令和5年1月1日）において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律83条）に定める、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかを営んでいること。
- （3）申請日時点で、（2）の事業を営んでおり、今後も富山市内で引き続き事業を継続する意思があること。
- （4）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者又は個人事業者であること。
- （5）対象車両を使用していること。

中小企業者の定義を教えてください。

次の(1)、(2)のいずれかに該当する事業者及び個人事業者になります。

- (1) 資本金額又は出資の総額が3億円以下の会社
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

基準日とは、何ですか？

交付対象の事業者と自動車を選定するために設けた日付です。

支援金の対象となる車両を教えてください。

自動車検査証等において、次の全てに該当する車両（リース車両含む）をいいます。

項目	要件
(1) 自動車登録番号標又は車両番号標	緑ナンバー 又は 黒ナンバー
(2) 自動車の種別	普通、小型 及び 軽自動車
(3) 交付年月日	令和5年1月1日以前
(4) 用途	貨物 又は 特種
(5) 自家用・事業用の別	事業用
(6) 使用者の氏名又は名称	申請者と同一
(7) 使用の本拠の位置	富山市内
(8) 有効期限の満了する日	令和5年1月1日以降

注) 二輪車、被けん引車は対象になりません。

<参考>

ナンバープレートの色・分類番号

種別	用途	色	用途	
			貨物	特種
普通貨物自動車		緑ナンバー	1ナンバー	8ナンバー
小型貨物自動車			4ナンバー	
軽貨物自動車		黒ナンバー	4ナンバー	

貨物輸送を目的とした特種車（8ナンバー）の例

○粉粒体運搬車	○冷蔵冷凍車
○タンク車	○活魚運搬車
○現金輸送車	×ボートトレーラー
○アスファルト運搬車	×オートバイトレーラー
○コンクリートミキサー車	×スノーモービルトレーラー

注) ×の車両は被けん引車のため、交付対象外。

車両の用途が「特種」とはどのような用途ですか？

特種な物品を運搬するため、特種な物品積載設備を有する自動車で、タンクローリー、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車などが、該当します。

支援金の金額を教えてください。

普通貨物自動車及び小型貨物自動車は1台あたり3万円、軽貨物自動車は1台あたり2万円になります。

ただし、1事業者あたりの支援金の上限額は100万円です。

支援金に上限額はありますか？

1事業者あたりの支援金の上限額は100万円です。

普通貨物自動車を34台保有していますが、支援金は33台分（33台×3万円＝99万円）まででしょうか？

34台×3万円＝102万円＞上限額100万円 交付額は100万円になります。

自動車検査証の「使用の本拠の位置」を確認したところ、記載が「※※※」アスタリスクになっていますが、どういう意味ですか？

「使用の本拠の位置」の上に記載されている「使用者の住所」と同一という意味です。

法人で本社は富山市外ですが、富山市内に営業所があります。対象になりますか？

富山市内に本社がなくとも富山市内に営業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

個人事業者で住所は富山市外、営業所は富山市内にあります。対象になりますか？

富山市内に営業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

個人事業者で住所は富山市内ですが、営業所が富山市外にあります。対象になりますか？

対象となりません。富山市内に営業所がある方が対象となります。

自家用車で自社の荷物を運搬している車両は対象になりますか？

この支援金は、荷主の需要に応じ、有償で、自動車または軽自動車を使用して貨物を運送する許可又は届出を行っている事業者（緑ナンバー・黒ナンバー）を対象としていますので、対象となりません。

県外ナンバーの自動車を、ほぼ富山市内で使用していますが申請は可能ですか？

申請できません。自動車検査証の「使用の本拠の位置」が富山市内の自動車対象です。

令和5年1月2日以降に、保有台数が増えました。対象になりますか？

基準日（令和5年1月1日）以前に、登録された車両が対象となりますので、1月2日以降に新たに登録された車両については、対象となりません。

令和4年12月末で廃車した自動車は対象となりますか？

対象となりません。令和5年1月1日時点で使用している自動車であることが要件となります。

令和5年1月2日以降に、1台廃車になりました。対象となりますか？

対象となります。令和5年1月1日時点で事業用に使用していた車両が対象となります。

普通貨物自動車と軽貨物自動車どちらも所有している場合両方とも対象になりますか？

それぞれ対象車両の要件に当てはまれば、両方とも対象となります。

リース車両は対象になりますか？

緑又は黒ナンバーの車両であり、使用者の氏名又は名称が申請者、使用の本拠の位置が富山市内となっているリース車は対象となります。

ローン（割賦）により所有権が留保されている車両も対象となりますか？

対象となります。リースの場合も含め、自動車検査証の使用者の氏名又は名称の欄に申請者が記載されていれば対象となります。

バイクは対象になりますか？

原動機付自転車及び二輪車等の、いわゆるバイクは対象となりません。

配達に電気自動車を利用していますが、対象になりますか？

電気自動車も対象です。

霊柩車も対象となりますか？

貨物自動車運送事業にあたるので、対象となります。

タクシー、自動車運転代行業は対象となりますか？

今回の支援事業は貨物自動車運送事業者が対象であり、タクシー、自動車運転代行業は対象外となります。

※タクシー、自動車運転代行業は「旅客自動車運送事業」に該当するため、要件を満たしません。

対象が普通・小型・軽自動車となっていますが、大型・中型・準中型自動車は対象ではないのですか？

大型・中型・準中型自動車は道路交通法での区分であり、対象とする車両は道路運送車両法の区分としています。大型・中型・準中型自動車は道路運送車両法の普通車扱いになりますので、自動車検査証の自動車の種別に「普通」と記載されていれば、対象となります。

運輸局からの貨物自動車運送事業の許可証（届出書）を紛失しました。どのようにしたらよいでしょうか？

北陸信越運輸局 富山運輸支局で、証明願を提出すると受けられる証明の発行にて、代用可能です。貨物軽自動車運送事業経営届出書も同様です。

証明の取得方法については、北陸信越運輸局 富山運輸支局へお問合せください。

【問い合わせ先】

〒930-0992 富山市新庄町馬場82

北陸信越運輸局 富山運輸支局 輸送・監査担当

TEL：076-423-0893 FAX：076-423-1525

振込日を指定することはできますか？

振込日の指定はできません。

市内に複数の営業所があります。営業所単位で申請できますか？

営業所ごとに申請できません。市内の複数営業所をとりまとめて1事業者として申請してください。なお、1事業者あたり1回限りの申請となります。

支援金の税務上の取扱いはどうなりますか？（課税の対象となりますか？）

この支援金については、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものと考えられます。詳細については富山税務署にご相談ください。

【問い合わせ先】

〒930-8530 富山市丸の内1丁目5-13

富山税務署 TEL：076-432-4191

申請方法、申請期間を教えてください。

【申請方法】

電子（web）申請又は郵便申請

【申請期間】

令和5年2月1日（水）～2月28日（火）

郵便申請にあたり、書類は折り曲げて投函してもよいでしょうか？

はい。折り曲げて頂いても申請書類は有効です。

申請書類を郵送する際、普通郵便で送ってもよいですか？

提出書類を郵送する場合は、簡易書留、レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で送付してください。また、提出時には、必ず控えをとり、保管してください。

申請書兼請求書には、印鑑を押す必要はありますか？

印鑑を押す必要はありません。

口座振込以外の受け取りは可能ですか？

できません。指定された1つの銀行口座に、富山市より振込みます。

複数口座に分けて支援金を受け取ることは可能ですか？

できません。ご指定の口座に、富山市より一括で振込みます。

富山市からはどのような口座名義で振り込まれますか？

「トヤマシコウギョウセイサク」と記入されます。

支援金の使途に制限はありますか？

制限は設けていません。

支援金について他に質問したいことがあるのですが？

令和5年1月23日（月）に専用コールセンターを開設する予定です。
それまでの間は、下記までお問合せください。

【問合せ先】

富山市新桜町7番38号
富山市商工労働部工業政策課 工業振興係
TEL：076-443-2166